「ＪＡ住宅ローン」主要商品概要　令和６年１０月１日現在

保証会社	栃木県農業信用基金協会		協同住宅ローン株式会社
商品名	一　般　型	１００%応援型	新築・購入コース
お使い道	住宅の新築・購入・増改築・改装・補修・土地の購入および他金融機関からのお借換資金	住宅の新築・購入・増改築・改装・補修資金・土地の購入（２年以内に新築し、居住予定があること）	住宅の新築・購入・増改築・改装・補修資金・土地の購入（２年以内に新築し、居住予定があること）
ご利用いただける方	●お借入時年齢　満１８歳以上６６歳未満の方（がん保障団信・三大疾病保障団信・９大疾病補償保険にご加入の場合は１８歳以上５１歳未満の方となります。）		
	●最終返済時年齢　満８０歳未満の方 ※最終返済時の満年齢が８０歳以上の場合であっても、同居または同居予定のお子様との連帯債務（親子リレー）により、ご融資可能です。		
	●前年度税込年収 １５０万円以上の方	●前年度税込年収 ３００万円以上の方（条件により合算も可能）	●前年度税込年収 １５０万円以上の方
	●勤続（または営業年数）原則として１年以上		
ご返済比率	150 万円以上 250 万円未満：30%以内 250 万円以上 550 万円未満：35%以内 550 万円以上　：40%以内	300 万円以上 400 万円未満：30%以内 400 万円以上 800 万円未満：35%以内 800 万円以上　：40%以内	150 万円以上 400 万円未満：30%以内 400 万円以上 800 万円未満：35%以内 800 万円以上　：40%以内 ※上記返済比率はあくまでも目安であり、その他条件も含めて総合的に判断いたします。ただし40%を超過すると原則取扱困難となります。
ご融資金額	１０万円以上１０，０００万円以内（１万円単位）		
	所要額の８０%以内または担保価格の範囲内	所要額の範囲内	所要額の範囲内
ご融資期間	３年以上５０年以内（ただし、無担保借入は３０年以内）	３年以上５０年以内	３年以上５０年以内
ご返済方法	元利均等返済、もしくは元金均等返済（いずれもボーナス併用返済可）　ボーナス返済部分は、ご融資額の５０%以内（１万円単位）となります。		
担　保	ご融資対象物件に対して、原則第一順位の抵当権を設定登記していただきます。		
ご融資金利	＜固定変動選択型の場合＞ ●固定金利を選択された場合、期間中（３年・５年・10 年）のお借入利率は変動しません。 ●お申し出により固定金利特約終了時に、再度、その時点での当 JA 所定の固定金利の特約を設定することができます。 ●お申し出がない場合には、変動金利に切り替えとなります。 ＜変動金利型の場合＞ ●お借入時の利率は３月１日および　９月１日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年２回金利見直しを行い、４月１日および１０月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日以降、次回基準日までに基準金利が年 0.5％以上乖離した場合は１か月後の応当日より見直しさせていただきます。 ●お借入後の利率は４月１日および１０月１日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年２回金利見直しを行い、６月・１２月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●お借入利率に変動があった場合でも、ご返済の中の元金と利息分の割合を調整し、１０月１日の基準日を５回経過するまでは、ご返済額を変更しません。５回目の１０月１日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を５回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済は変更前のご返済額の１.２５倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。		
保証料等	①一括払い　ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額１００万円あたりの一括保証料例】 ■お借入利率が、年０.６２５%の場合の例 ※一括払いの場合、お借入利率により保証料は変動します。 ※保証料率は保証会社の審査により決定します。 保証料率　年0.07･0.09･0.13% 一般型（保証料率 年 0.09%例） お借入期間 11年 20年 30年 35年 40年 保証料（円） 4,979 9,102 13,775 16,149 18,548 ※４０年以上の保証料についてはお問合せください。		①一括払い　ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額１００万円あたりの一括保証料例】単位：円 保証料率 / お借入期間 / １１年 / ２０年 / ３０年 / ３５年 / ４０年 / ５０年 年０.１０%の場合 4,650 7,421 9,567 10,309 10,880 11,637 年０.１５%の場合 6,978 11,127 14,357 15,463 16,320 17,452 年０.２０%の場合 9,302 14,838 19,137 20,614 21,758 23,271 年０.３０%の場合 13,953 22,257 28,706 30,921 32,637 34,907 年０.４０%の場合 18,604 29,676 38,274 41,228 43,516 46,542 ※保証料率は保証会社の審査により決定します。
	②分割払い　約定返済日の元利金返済に合わせ、保証料をお支払いいただきます。 ※保証料率は保証会社の審査により決定します。 一般型　保証料率　年0.07･0.09･0.13% １００%応援型　保証料率　年0.09･0.11･0.15%		②分割払い　お客様から当ＪＡへのお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年０.１%～０.４%上乗せされた利率が適用されます。 ※保証料率は保証会社の審査により決定します。
	なお、上記保証料の他、別途一律保証料３０，０００円が必要となります。		なお、上記保証料の他、事務取扱手数料３３，０００円が必要となります。
団体信用生命共済	●一般の団体信用生命共済掛金はＪＡが負担します。ただし、連生団信は年 0.15%が金利に上乗せとなります。（特約期間終了後も同様です） ●三大疾病保障特約付団信は年 0.1%（連生団信　年 0.25%）、がん保障特約付団信は年 0.05%（連生団信　年 0.2%）、ワイド団信年 0.15%、９大疾病補償保険は年 0.3%、長期継続入院特約付団信は年 0.15%が金利に上乗せとなります。（特約期間終了後も同様です。）		
留意事項	●ご融資の際、融資金額に関係なく一律３３，０００円の事務取扱手数料が必要となります。 ●協同住宅ローン（株）については、融資実行時と、繰上返済や返済条件を変更する場合に、別途手数料が必要となります。 ●審査の結果、ローンの利用のご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。 ●当ＪＡでお借入いただいている住宅ローンのお借換にはご利用できません。 ●マイカー・教育ローン等のおまとめは、他金融機関等から借入中のものに限り対象となります。 ●ご返済の滞りなどが発生した場合には引下げ後金利の適用を中止し、店頭金利に引上げさせていただく場合があります。 ●借入期間中に引下げ条件項目に変更（欠如）が生じた場合は適用金利を見直しさせていただく場合があります。 ●受付期間内であっても金融情勢等の変化により、引下げ後適用金利・引下げ幅を見直しさせていただく場合があります。 ●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、次の電子契約サービス手数料（税込み）が必要です。①1,000 万円超の場合 11,000 円　②500 万円を超え 1,000 万円以下 5,500 円　③500 万円以下無料		

★南那須支店 TEL:0287−88−7121　★烏山支店 TEL:0287−83−2111
★馬頭支店　TEL:0287−92−2711　★小川支店 TEL:0287−96−2131

ＪＡは、どなたでもご利用いただけます。貯金の預入や、給与・年金の受取もＪＡバンクへ！！

JAバンク

令和６年１０月１日現在

ＪＡ住宅ローン

適用期間　令和６年 10月1日（火）▶ 令和６年 12月30日（月）

他金融機関のローンを＋ライフイベント資金 住宅ローンにおまとめ可能！

最大５００万円、金利・保証料上乗せなし

固定変動選択型「ずっと引下げ型」当初変動金利型

引下げ後適用金利　年 **0.625%**

※当初変動金利型の「引下げ後適用金利」については「実行時」の店頭標準金利から「正式申込時」の通期の引下げ幅を差し引いた金利を適用します。
店頭標準金利（年2.725%）　-　通期の引下げ幅（年2.10%）＝年0.625%
※一般の団体信用生命共済付き

固定変動選択型「はじめに大きな引下げ型」当初10年固定

引下げ後適用金利　年 **1.300%**

※引下げ後適用金利は正式申込時または融資実行時のいずれか低い金利を適用いたします。
店頭標準金利（年3.90%）　-　当初引下げ幅（年2.60%）＝年1.30%
当初期間終了後の引下げ幅（年1.70%）
※一般の団体信用生命共済付き

＋教育ローン　＋マイカーローン

※おまとめ対象は、マイカーローン、教育ローンのほか、結婚、出産等のライフイベントにかかる既存のお借入となります。詳しくはお問合せ下さい。
※お借換資金の払出時期は、建物完成後の最終資金払出時となります。
※おまとめ対応の場合、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。

ＪＡなす南　本店　ローンセンター
（金融共済部　融資運用課内）
TEL：0287-96-6160

当JAのホームページ　LINE公式アカウント　住宅ローン申込

【適用期間】 令和6年10月　1日（火）から令和6年12月30日（月）までに正式にお申込みをいただき、かつ
令和7年　6月30日（月）までにお借入いただけるお客様が対象となります。
（ＪＡ住宅ローン事前審査申込書およびＪＡネットローン事前審査申込により、仮申込いただいた時点では、記載の金利は適用になりません）

固定変動選択型「はじめに大きな引下げ型」

※指標となる基準金利の変動により、適用金利は変更となる場合がございます。

選択期間	店頭（標準）金利	引下げ後適用金利	当初期間以降の引下げ幅
当初10年	年3.90%	年1.30%	年1.70%
当初5年	年3.50%	年1.05%	
当初3年	年3.25%	年0.90%	

※当初期間以降は３年・５年・１０年・変動を選択できますが、その時の店頭（標準）金利から年1.70%引下げいたします。
※ご融資期間を超える選択期間はお選びいただけませんのでご注意ください。
※一般の団体信用生命共済付き

固定変動選択型「ずっと引下げ型」

※指標となる基準金利の変動により、適用金利は変更となる場合がございます。

選択期間	店頭（標準）金利	引下げ後適用金利	通期の引下げ幅
当初変動	年2.725%	年0.625%	年2.10%

※当初変動金利型の「引下げ後適用金利」については「実行時」の店頭標準金利から「正式申込時」の通期の引下げ幅を差し引いた金利を適用します。
※お客様の申し出により、ご返済の途中でも３年・５年・１０年の固定金利型に切替えることができます。
※固定金利型に切替える場合、その時の店頭（標準）金利から年2.10%引下げいたします。なお、固定金利選択期間終了後、変動金利を再選択した場合も同様です。
※一般の団体信用生命共済付き

引下げ金利の適用条件項目

右記の適用条件
１項目につき0.1%
（最大0.5%）まで
引下げいたします。

①住宅関連業者からの紹介案件または、他金融機関からのお借換
②給与振込ご契約者
③農産物代金振込・年金振込ご契約者（同一敷地内家族含む）
④公共料金等口座振替２項目以上ご契約者（同一敷地内家族含む）
⑤ＪＡカードご契約者
⑥定期貯金預入期間１年５０万円以上または、
　定期積金給付契約額３０万円以上（口振）ご契約者
⑦投資信託ご契約者
⑧インターネットバンキング（ＪＡネットバンク）ご契約者
⑨カードローンご契約者
⑩正組合員の方

JAネットバンクの主な機能

JAバンクアプリも使ってもっと便利に

- 通帳残高・入出金明細の確認
- 振込・振替（指定日振込も可能）
- 定期貯金機能（定期口座開設・預入等）
- 各種ローン機能（案件明細照会・繰上返済予約等）

JAネットバンク

JA住宅ローンの充実！団体信用生命共済・保険ラインアップ 早見表

	上乗せ金利	加入時年齢	急性心筋梗塞(※3)・脳卒中(※4)	高血圧症・糖尿病・慢性膵炎・肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎(※5)	がん(※2)	死亡・後遺障害の状態または高度障害状態(※1)	引受団体/引受会社
9大疾病補償保険付 団体信用生命共済(※7)(※8)	+年0.30%	満18歳以上から満51歳未満				死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん（所定の悪性新生物）と診断確定、急性心筋梗塞、急性脳卒中と診断確定、または、高血圧症・糖尿病・慢性膵炎・肝硬変・慢性腎不全・ウイルス肝炎で所定の状態が60日以上継続されたら	［団体信用生命共済部分］ 全国共済農業協同組合連合会 ［９大疾病補償保険部分］ 共栄火災海上保険株式会社
三大疾病保障特約付 団体信用生命共済	+年0.10%	満18歳以上から満51歳未満				死亡・所定の後遺障害の状態に加えて、がん（所定の悪性新生物）と診断確定、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態が60日以上継続されたら	全国共済農業協同組合連合会
選生タイプ(※6) 三大疾病保障特約付 団体信用生命共済	+年0.25%	満18歳以上から満51歳未満					
がん保障特約付 団体信用生命保険(※9)	+年0.05%	満18歳以上から満51歳未満				死亡・所定の高度障害状態に加えて、がん（所定の悪性新生物）と診断確定されたら	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
選生タイプ(※6) がん保障特約付 団体信用生命保険(※9)	+年0.20%	満18歳以上から満51歳未満					
団体信用生命共済(※8)	上乗せなし／無料	満18歳以上から満66歳未満				死亡された時、後遺障害の状態になられた時	全国共済農業協同組合連合会
選生タイプ(※6) 団体信用生命共済	+年0.15%	満18歳以上から満66歳未満					
ワイド 団体信用生命保険(※9) ワイド団信は保険料率が一律団信より優利されている商品です。	+年0.15%	満18歳以上から満66歳未満				死亡された時、高度障害状態になられた時	クレディ・アグリコル生命保険株式会社

【共済金/保険金のお支払い事由・ご留意事項】
※1 引受団体/引受会社が全国共済農業協同組合連合会の場合は「後遺障害の状態」、クレディ・アグリコル生命保険株式会社の場合は「高度障害状態」とします。
※2 引受団体/引受会社が全国共済農業協同組合連合会またはクレディ・アグリコル生命保険株式会社の場合は、保障期間内に、所定の悪性新生物（上皮内がん、および所定の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※3 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※4 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※5 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※6 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生共済者/保険者）とする取扱いです。満生共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※7 JAバンクアプリは、満期保険金がなくなります。また、JAによって取扱いが異なります。
※8 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※9 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※10 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※11 引受団体/引受会社が全国共済農業協同組合連合会またはクレディ・アグリコル生命保険株式会社の場合は、保障期間内に、所定の悪性新生物（上皮内がん、および所定の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※12 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※13 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※14 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※15 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※16 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※17 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※18 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※19 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※20 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※21 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※22 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※23 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※24 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※25 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※26 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※27 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※28 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※29 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※30 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※31 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※32 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※33 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※34 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※35 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※36 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※37 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※38 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※39 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※40 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※41 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※42 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※43 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※44 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※45 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※46 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※47 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※48 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※49 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※50 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※51 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※52 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※53 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※54 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※55 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※56 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※57 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※58 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※59 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※60 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※61 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※62 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※63 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※64 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※65 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※66 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※67 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※68 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※69 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※70 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※71 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※72 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※73 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※74 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※75 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※76 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※77 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※78 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※79 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※80 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※81 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※82 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※83 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※84 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※85 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※86 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※87 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※88 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※89 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※90 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※91 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※92 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※93 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※94 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※95 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※96 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※97 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※98 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※99 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※100 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※101 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※102 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※103 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※104 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※105 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※106 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※107 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※108 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※109 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※110 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※111 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※112 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※113 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※114 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※115 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※116 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※117 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※118 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※119 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※120 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※121 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※122 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※123 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※124 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※125 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※126 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※127 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※128 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※129 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※130 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※131 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※132 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※133 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※134 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※135 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※136 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※137 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※138 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※139 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※140 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制限状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※141 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初回入院から60日以上、言語障害または運動麻痺の後遺障害が残存したと医師により診断されたとき。
※142 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全、ウイルス肝炎を発病し、初回入院から60日以上、所定の入院状態をつづけて医師による治療を受けたとき。
※143 選生タイプとは、満期保険金がなく所定の条件を満たした場合に、その人を終身共済者/保険者（終生被共済者/保険者）とする取扱いです。満生被共済者/保険者が共済金/保険金の支払い事由に該当したときに共済金/保険金の支払いが終了します。ただし、共済金/保険金の支払いが終了しても、共済掛金/保険料の払込みは必要ありません。
※144 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※145 JAによっては取扱いが異なります。詳しくはお近くのJA窓口までお尋ねください。
※146 ご加入にあたっては、告知書（ご加入申込書）の記入・ご確認をお願いします。
※147 （がん保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じたときに、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき、または、所定の悪性新生物（上皮内がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたときをいいます。ただし、保険対象期間の始期の日から起算して90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
※148 （三大疾病保障特約の場合は）保険の責任始期以降に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初回入院から60日以上、所定の労働制